

午前10時開会

○鳥野隆生議長

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○高井哲也事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名です。なお、欠席届のありました議員は1名です。

以上、報告を終わります。

○鳥野隆生議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から1番小西議員、2番永野議員を指名します。

○鳥野隆生議長

これより日程に入ります。

各常任委員会に付託しておりました議案の審査がそれぞれ終了した旨の報告がありましたので、この際、各議案を議題に供し、関係各委員長の報告を求め、本会議における審議を続行します。

まず、日程第1、議案第86号、日程第2、議案第89号から日程第19、議案第106号までの18件及び日程第20、議案第108号を合わせた、以上20件を一括議題とします。

本件について、まず文教民生常任委員長の報告を求めます。殿本委員長。

(殿本マリ子委員長登壇)

○10番 殿本マリ子議員

おはようございます。御指名によりまして、文教民生常任委員会における付託議案の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第86号、議案第92号、議案第93号及び議案第103号の以上の4件であります。去る12月11日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写し

のとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、文教民生常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○鳥野隆生議長

次に、総務常任委員長の報告を求めます。西田委員長。

(西田武史委員長登壇)

○17番 西田武史議員

御指名によりまして、総務常任委員会における付託議案のうち、議案第89号、議案第90号及び議案第104号から議案第106号までの3件を合わせました、以上5件の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

去る12月15日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付しております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、総務常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○鳥野隆生議長

次に、事業常任委員長の報告を求めます。京西副委員長。

(京西且哲副委員長登壇)

○21番 京西且哲議員

御指名によりまして、事業常任委員会における付託議案のうち、議案第91号及び議案第98号から議案第102号までの5件を合わせました、以上6件の審査結果につきまして、委員長に代わり、私より御報告申し上げます。

去る12月12日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、事業常

任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○鳥野隆生議長

次に、予算常任委員長の報告を求めます。
米田委員長。

(米田貴志委員長登壇)

○20番 米田貴志議員

御指名によりまして、予算常任委員会における付託議案の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第94号から議案第97号までの4件及び議案第108号を合わせました、以上5件でありまして、昨日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、予算常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○鳥野隆生議長

ただいまの各委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○鳥野隆生議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、高比良議員。

(5番 高比良正明議員登壇)

○5番 高比良正明議員

おはようございます。高比良正明です。議案第105号工事請負契約の一部変更について、賛成討論をいたします。

本案が通常の工事期間中の契約時よりも費用が加算されたため、追加額として請求するものだと理解しております。しかし、談合で永野前市長に当該企業が渡した1900万円を追加請求するのはけしからんとの市

民感情から、あえて質問もいたしました。ですが、本案について、市民感情のまま否決して業者の追加工事費を認めなかつたり、1900万円を減額した修正案を提出したりすることはできます。それでも、その後、契約に基づく追加請求である以上、訴訟を起こされれば、訴訟にかかる費用や支払いを待たせた法定利息3%を含めて、支払えとの判決が予想されるため、じくじたる思いではありますが、賛成するものです。

1900万円について、追い銭として永野前市長の退職金が予想されるところではありますが、彼はそれを受け取らないとの条例になっております。田久保眞紀前静岡県伊東市長への退職金が職員の知恵によって差止めとなつておきましたが、永野前市長は市から直接ではなく、談合させた工事業者から迂回して金銭を得るスキームを確立したこと、それ以上の金銭を得た可能性もあります。それでもこれを機会に、中核市妄想など、できもしない甘言を用いて市民をあざけり当選を得ようとする候補について、市民が主権者として排除していただこう願い、討論を終わります。

○鳥野隆生議長

次に、反甫議員。

(11番 反甫旭議員登壇)

○11番 反甫旭議員

きしわだ未来の反甫旭です。議案第108号に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

この議案は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するための補正予算で、内容としては、来年8月からの半年間、水道基本料金の減免などとなっています。

この議案については賛成いたしますが、昨日の予算常任委員会でも質問しましたが、いろいろと検討したという抽象的な答弁でした。今回の交付金はまだ残っております。

市内でも物価高騰に頭を悩ませている家庭は多くあり、この11月のプレミアム付デジタル商品券の際も多くのお問合せを頂きました。そうした方へ私たちも説明しなければならないので、決まった施策はもちろんですが、庁内の議論や政策決定の過程も併せて今後は御報告をお願いいたします。

今回のプレミアム付デジタル商品券については、多くの批判的な御意見も頂きました。しかし、その内容は、買いたくても即日完売で買えなかった、デジタルだったので買い方が分からなかったというもので、制度自体への批判ではなかったと考えております。

地域経済の振興やデジタル化を進めようとしている点は評価しています。その点を踏まえて、今後の交付金を活用する施策については、安易に無償化するのではなく、市内の課題をしっかりと集約し、その課題解決に向け、効果を最大化できる施策となることを期待して、議案第108号に対する賛成討論といたします。

○鳥野隆生議長

以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○鳥野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議案第86号、議案第89号から議案第106号までの18件及び議案第108号を合わせた、以上20件を一括採決します。

本各件について、各委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。本各件については、各委員長の報告のとおり、原案を可とすることに決して御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○鳥野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本各件

は原案のとおり可決されました。

○鳥野隆生議長

次に、日程第21、議案第87号岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。西田委員長。

(西田武史委員長登壇)

○17番 西田武史議員

御指名によりまして、総務常任委員会における付託議案のうち、議案第87号についての審査の経過並びにその結果につきまして、私より御報告申し上げます。

本件は、去る12月15日、本委員会を開会し、慎重に審査いたしました。本件のうち、選挙運動用ポスターについては、物価上昇を考慮してもポスター代が不足する候補者がいないため、現状よりも上限額を上げる必要はないとの理由から、当該規定を削除する修正案が委員より提出され、採決した結果、賛成少数で否決されました。

次に、原案を採決した結果、御配付しております報告書の写しのとおり、賛成多数をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、総務常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○鳥野隆生議長

ただいまの委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○鳥野隆生議長

質疑なしと認めます。

次に、河合議員及び高比良議員から議案第87号に対する修正案が提出されました。

提案理由の説明を求めます。河合議員。

(6番 河合達雄議員登壇)

○6番 河合達雄議員

議案第87号の一部改正に対する修正案について、提案理由を御説明いたします。

2025年2月の市議会議員選挙においてポスター代の合計額は957万5472円で、請求を行った28候補で割れば34万1981円となります。そこから請求者のうち、8万3750円と、ほかの候補者より乖離がある高比良候補、井舎候補の金額を省いた26候補の平均額は36万1845円となり、物価上昇を考慮し、2割の上振れを想定しても43万4214円となります。そもそも40万円を超えて請求している候補は6人で、2割の上振れ金額を超えているのは5人です。

意図的に上限額に合わせていると推測される2人を除けば3人となり、残り24人の候補者は上振れ額にも満たず、現状、上限額でも金額が不足している候補はいないとなるので、上限額をこれ以上上げる必要はありません。

以上の理由から、ポスター代の上限額を上げることは認められないため、議案第87号岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正についてにおいて、ポスター代に関する規定を削除するよう求めるものであります。

以上で議案第87号に対する修正案についての説明を終わります。御清聴ありがとうございました。

○鳥野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○鳥野隆生議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、宇野議員。

(12番 宇野真悟議員登壇)

○12番 宇野真悟議員

無所属フォーラム会派を代表して、議案第87号修正案に対する討論に参加いたします。

議案第87号は、岸和田市議会議員及び市長の選挙の際の選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの公費負担の上限額増額についての議案でございますが、提案理由説明によりますと、衆議院及び参議院の選挙におけるポスター及びビラの上限が増額されたことに伴い、同様の改正をするというものです。

総務常任委員会での質疑によると、これまで法改正に伴い、本市でも同様の改定を行ってきたことを確認できております。

さて、近年、本市周辺でも印刷事業者の倒産が続いております。先月も市内の事業者が倒産しておりますが、紙やインク代、人件費の上昇分を価格転嫁できずに収益が悪化し資金繩りに行き詰まると報道されております。

また、今回の改定については、物価高に伴う価格転嫁だけでなく、令和8年1月1日より公職選挙法改正により、ポスターのサイズが全ての選挙で、長さ42センチメートル、幅40センチメートル以内へと統一され、これに伴い、市議会議員及び市長選挙のポスターサイズが現在の長さ42センチメートル、幅30センチメートル以内よりも大きくなり、現在のほぼA4サイズから特殊サイズとなるため、その分のコスト増加も配慮に入れていると考えられます。

今年選挙をしたばかりで、まだ選挙が先なので、そのときの物価は分からず、値上

げはその際でよいという意見もあるかと思いますが、私たちは1年前に解散を経験いたしました。議会を解散すると直ちに失職するわけで、議案を審査することができなくなります。よって、今回のタイミングで国や他の自治体と足並みをそろえるべきと考え、修正案に反対し、原案に賛成する討論といたします。

○鳥野隆生議長

次に、高比良議員。

(5番 高比良正明議員登壇)

○5番 高比良正明議員

ポスター代について、市長提案については反対討論し、市議案である修正案については賛成討論いたします。

これは単純に金額の問題です。今年の市議選で、私や井舎候補のように極端に安い金額を除いた26候補の平均金額には、意図的に上限額に合わせていると推測される2人の候補を含んでおり、その時点で上振れしている計算であり、そこから物価上昇を考慮して、さらに2割を足した金額である43万4214円を基準値としても、それを超えているのはさきの大嶋候補と福井候補という、上限額を狙ったその2人の候補を除くと3人しかおりません。

これは、先ほど宇野議員が言われたように、緊急にポスター作るという意味において、平時よりも高くポスター代を請求されておるということも考え得るところでございます。

そもそも地方自治法第2条第14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと決められ、無駄を省けとは、市民も議会も市に対して求め続けているものです。しかし、市議案である修正案に反対する議員は、それに真っ向

から反対しています。

その理屈は、上限で請求しなければよい、市の案は法に沿ったものといったものようです。しかし、上限額を上げれば、それに合わせていく候補が現実におり、それに對して市民が住民監査請求や行政訴訟を提起しても、上乗せ分を現金で候補に返していたり、名刺やチラシなどの代金に充てているとの証言など明らかな証拠がない限り、不当、違法な上乗せが合法としてまかり通っております。

その防止策に手を打ったのは私であり、10年がかりではありましたが、選挙のたびに各候補者の金額と私の金額を比べて、私が最も安く効率のよい請求であることを市民に説明し、候補者と金額だけでなく、業者名を含む選挙公費の一覧を今年から選挙管理委員会もホームページで公開し、今年は2023年の選挙と比べて1人当たり5万315円節約することができております。

また、私が2015年の選挙公費を公開したとき、公明党御用達の日広株式会社は垣見大志朗府議候補のポスター代を40万3299円としており、この後示すように、今年の市議選より10万円以上高額で、2018年の永野前市長当選時には、彼を応援する株式会社オニオンウェブが45万3600円で、同時に行われた宇野市議選候補とも同額請求しておりますが、今年の中岡候補のものでは29万4800円と、約15万円の不可解な値下げをしており、これも私が選挙公費を公開したから値下げしたと考えられます。宇野議員には、ポスター代を上げろと言うより、このとき以来続く自身の高額ポスター代について説明を求みたいと思います。

反対議員はこういった努力をせずに、他人任せで無責任なことを理由としてよく言えたものだとあきれるほかありません。また、政党と関係の深いと思われる印刷会社

が、共産党の株式会社関西共同印刷所で39万610円、公明党の日広株式会社で30万2170円を受注しておりますが、これはほかにも安価な印刷会社がある以上、税金による政党関係企業への迂回ビジネスではないかとも言われかねませんし、昨年3月9日付週刊ポストでは、公明党の政治とカネ、3.3億円を受注する印刷会社社長が語る取引の実態、選挙がなければ仕事がない、季節労働者みたいなものとの題名で、ポスターなどの印刷代が多く、過半は政党交付金から支払われているとも記載があります。

法改正についても、本市は自治体であり、国の直轄地でもないのに従う必要はありません。共産党は、府が決めた水道事業や国民健康保険の統合に反対するだけではなく、2024年には、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば国が地方自治体に指示ができる指示権を新たに導入する改定地方自治法に対して、同党の伊藤岳元参議院議員が、地方自治体を国に従属させる仕組みをつくる乱暴極まりないやり方は、これまで歩みを進めてきた地方分権を否定するだけではなく、憲法が保障する地方自治を根本から破壊するものだと激しく否定した発言とも矛盾する態度です。

なお、請求上限を狙って請求している大嶋候補と福井候補のうち、後者はネット選挙株式会社に選挙ポスターの作成を依頼して、本市で落選後、今年6月の尼崎市議選にも出馬しており、それぞれ単価が本市では1419円、尼崎市では965円、同社の印刷で彼が所属するNHK党の立花孝志代表が立候補した昨年12月の泉大津市長選挙では2801円、ところが、昨年11月の兵庫県知事選では何種類もの誹謗中傷のポスターを作成していましたが、129.91円で作成されています。安価なのは、供託金を没収され、ポスター代も自腹となると当初より予想さ

れていたからでしょう。そして、彼らは詐欺容疑として11月19日付で刑事告発されています。

こういった現実に目を塞ぎ、これまでの発言でも値上げを容認する議員からは、このような選挙ビジネスを助長する側面を追認する意気込みしか感じることはできないため、市の提案には反対し、ポスター代を値上げしない修正案に賛成いたします。

○鳥野隆生議長

以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。

まず、修正案を起立により採決します。なお、着席の議員はこれに反対とみなします。

お諮りします。修正案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鳥野隆生議長

起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案を起立により採決します。なお、着席の議員はこれに反対とみなします。

お諮りします。本件については、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鳥野隆生議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

(賛成者起立)

○鳥野隆生議長

次に、日程第22、議案第88号岸和田市事務分掌条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。西田委員長。

(西田武史委員長登壇)

○17番 西田武史議員

御指名によりまして、総務常任委員会における付託議案のうち、議案第88号につきまして、私より御報告申し上げます。

去る12月15日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付しております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、総務常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○鳥野隆生議長

ただいまの委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○鳥野隆生議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

藤原議員。

(3番 藤原豊和議員登壇)

○3番 藤原豊和議員

大阪維新の会の藤原豊和です。よろしくお願いいたします。

では、議案第88号岸和田市事務分掌条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

本議案は、市役所内部に新たに成長戦略を担う課を設置し、市長公約の実現や成長戦略の推進、自主財源の確保を担わせるという内容でした。

新たな部署を設置し、人員と予算を投じる以上、その目的、役割、必要性、そして既存組織との関係性について、市民に対して十分に説明されなければなりません。しかしながら、これまでの質疑を通じて、私

はその説明責任が十分に果たされたとは到底言えないというふうに判断しております。

第1に、成長戦略とは何か、その中身が明確に示されていないという点です。市長からは4本柱が示されましたら、残念ながら具体的な説明はありませんでした。

第2に、既存組織、特に企画課との役割分担が不明確であるという点です。岸和田市には既に総合計画、基本計画という市の将来像と重点施策を定める上位計画があります。これらは企画課が所管し、言わば成長戦略の本体とも言える役割を担っています。その中で、同じく成長戦略を掲げる新たな別の課を設置することは、役割の重複、責任の所在の曖昧化、優先順位の混乱を招くおそれがあると考えます。この点について、なぜ企画課の機能強化ではなく、新課の設置なのかという問い合わせに対して、納得できる必然性は示されなかったと考えます。

第3に、深刻な人員不足という現状を踏まえた判断になっていないという点です。現在、市役所では退職や採用辞退が相次ぎ、通常業務を回すだけでも厳しいといった声が複数の部署から聞こえています。その状況下で、目的や求める成果が明確ではなく、既存組織との関係も整理されていないといった新たな課に人員を割くことが本当に市民サービスの向上につながるのか、私は大きな疑問を持たざるを得ないという状況です。

第4に、市長公約との関係性が不明確なままであるという点です。市長御自身が新課の目的として市長公約の実現を掲げておられますら、現時点で、任期中に何を実現するものが公約と位置づけているのかという点、あと選挙時の誤った財政認識の修正を踏まえ、どのように見直したのかといった点が明確に示されていません。前提となる公約の整理が十分でないまま、その実行

体制だけを先につくることには合理性があるとは言えません。

以上4点が反対理由になります。

私は、市長の岸和田市をよくしたいという思いそのものを否定するつもりはありません。また、成長戦略や自主財源の確保が重要であることも当然理解しています。しかし、そういう思いがあることと、制度として妥当かどうかという部分は別の問題になります。

新たな組織を設置するということは、将来にわたって行政運営に影響を与える重大な決定です。だからこそ、その目的、役割、必要性、既存組織との整合性、人員配置の妥当性、これらが市民に対して明確に説明される必要があると考えます。現時点ではその条件が十分に満たされているとは言えず、拙速に組織改編を行うことは、かえって行政の非効率化を招くおそれがあると判断し、議案第88号に反対するものであります。

以上になります。御清聴ありがとうございます。

○鳥野隆生議長

以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。

なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○鳥野隆生議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○鳥野隆生議長

次に、日程第23、市議案第9号岸和田市動物の愛護及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、事業常任委員長の報告を求めます。京西副委員長。

（京西且哲副委員長登壇）

○21番 京西且哲議員

御指名によりまして、事業常任委員会における付託議案のうち、市議案第9号の審査結果につきまして、委員長に代わり、私より御報告申し上げます。

去る12月12日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、賛成少数をもって原案を否決することと決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、事業常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○鳥野隆生議長

ただいまの副委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、高比良議員。

（5番 高比良正明議員登壇）

○5番 高比良正明議員

まず、議会初日に本案の提案理由とした2015年8月28日の岩崎議員の一般質問を引用しましたが、私の誤用であったことをお知らせいたします。

質問は、野良猫によるふん尿の被害等に対して、市が対策せよとの趣旨で、答弁では、中核市となって保健所ができるまで、

市広報紙やホームページなどを活用して市民啓発に努めると終わっています。つまり、主体は人です。猫から目線でも、ましてや愛護の文言がないばかりか、野良猫を駆除できないかという意見がある反面、1つの命を守るべきとの意見もありますと、この部分だけは、さも両論併記的ではありますか、駆除との言葉を使うことで、有害なものと岩崎議員が認識していることが分かります。

これは、駆除と本市議会で使われているのが、ネズミやゴキブリ等の害虫駆除といった答弁が多数出てくることでも分かりますし、便宜上、有害鳥獣に対しても使用されていますが、その事業名にも駆除の言葉はなく、有害鳥獣等対策事業となっていることでも分かります。

また、野良猫の定義は明らかではなく、猫は室内飼育が基本ですが、外飼いする人もあり、その場合、外でふん尿もすることから、岩崎議員の発言は、飼い猫を含む不特定多数の猫に対して、ネズミやゴキブリと同等の駆除すべき存在だと発言することになります。これは、過去に遡って議会答弁を見ても、市は猫に対して答弁で駆除と言っていないことからも、岩崎質問が愛護の観点からされたものではないことでも明らかで、その点において、私の引用が間違いであったことをおわびいたします。

本市内で猫ボランティアをされている方々も同様の視点をお持ちのようですので、今年の11月27日に福祉総合センターで行われた猫ボランティアの方々の連絡会議に公明党などは呼ばれていません。これまでの活動を見て、初めから市民には取り組まないと見限られているからです。そこには私以外に、反甫議員、海老原議員、藤原議員が参加し、発言を求められましたが、議員には既に周知され、その場で参加者にも回

覧された本案について、誰も反対と言うことはありませんでした。ここでも参加した市民からすれば、事業常任委員会で反対した会派の言行不一致な態度を見て、欺かれたとの怨嗟の声を聞いております。

また、委員会付託を求めながらも質問しなかった無所属フォーラムについては、議員としての仕事をするよう申しつけておきます。

事業常任委員会では、米田議員が市に対してだけ質問しています。提案議員に口封じするかのような稚拙な手段を賢明な彼が使うはずはないと考え、再度質問を確認し、ベテラン議員として先を見越したものであったと気づきました。それは、質問でも、野良猫は治療の確率が高いので大変だと答弁を廃棄物対策課より引き出すことで、その大変なことをボランティアにおんぶにだっこで見て見ぬふりをしていたことを市に公言させたことでも見てとれます。ボランティアの立場に立って市を非難し、愛護条例を成立させないことで、あえて市が動物愛護について無関心で来た歴史を浮き彫りとし、市民主権を取り戻す宣戦布告と解釈できます。

他市を含めて多くのボランティアのおかげで、岩崎議員が指摘したふん尿被害が軽減されている事実を、ただ乗りしている市民に知らせるべく、一旦ボランティアの皆さんにそっぽを向いてもらうことで、どれだけボランティアの皆さんのが身銭を切って活動してくださっているかを市も議会も思い知るがよいとの反面教師的質問であったのです。

廃棄物対策課は、府との連携事務は既に行っていると断言し、藤浪副市長は、府との連携の用意ができている、または内規などを整備すると答弁していること、委員から出尽くした質問に対して私が全て答弁し

したことによって、本条例に欠点がないことを各委員は顕在化してくれました。

1977年9月28日にパリ発東京行きの日本航空472便が日本赤軍を名乗る男5人に乗員、乗客151人を人質に取られてハイジャックされた際、日本政府は法秩序か人命かの選択を迫られます。

○鳥野隆生議長

高比良議員、すいません、ちょっと外れていると思いますので。

○5番 高比良正明議員

もちろん関係のある話でございます。

そのとき、福田赳夫元首相は、人の命は地球より重いとして、超法規的措置を取ります。まさに本案審議でも、現場か条例かの選択を迫る議論が米田議員より突きつけられているのだと認知し、本案に反対する議員が、動物虐待に賛成か、米田論を取っているのか、一見して分かりませんが、これは後のトラバサミの製造・販売全面禁止の意見書への賛否で確認していただくとして、いずれにせよ、本案に反対することで騒擾を呼び、それによって広く市民の関心を呼び、同意を得てくれとの意味が含まれた反対だと市民には認識いただくこととして、賛成討論を終わります。

○鳥野隆生議長

次に、井舎議員。

(15番 井舎英生議員登壇)

○15番 井舎英生議員

無所属フォーラムの井舎英生です。市議案第9号岸和田市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について、反対討論を行います。

このような市民生活に影響を及ぼす条例の制定の場合は、岸和田市自治基本条例の第6章の第18条意見聴取制度に、市長及び他の執行機関は、条例の制定、改正または廃止などにおいて市民生活に影響を及ぼす

ものについては、市民に事前に情報を提供し、市民の意見を求めなければいけないとあります。市議会は、執行機関ではありませんが、議決機関であります。執行機関と同じように、新しく条例を制定する場合は、事前に市民に対して情報を提供し、市民の意見を求めた上で、その議案を審議すべきだと思います。ですから、私は今回上程された市議案第9号には反対いたします。

○鳥野隆生議長

次に、米田議員。

(20番 米田貴志議員登壇)

○20番 米田貴志議員

上程いたされました市議案第9号について、反対の立場から討論に参加いたします。

岸和田市動物の愛護及び管理に関する条例を定めようとする提案理由は、次のとおりでございます。

本市では、近隣市にないペット同室避難所が広がっており、動物に関心を持つ市民がいる。国においては、動物愛護管理法があるものの、本市としても動物をめでる気持ちを社会宣言し、動物の生きる権利を守るという決意を新たにすべく、本条例の制定を提案するとされております。では、その反対する理由を申し上げます。

まず、市議案として上程された岸和田市動物の愛護及び管理に関する条例案は、既に大阪府において制定済みのものであり、定めようとする規定については、大阪府が定めた大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に包含されているものと考えられることから、あえて同様の条例を改めて本市が定めることに必要性がないと考えます。

御承知のとおり、既に岸和田市民には、大阪府の定めにより、動物愛護に努めることが求められております。提案理由では、動物をめでる気持ちを社会宣言すること、動物の生きる権利を守るという決意を新た

にとの理念であれば、まずは広く岸和田市民に大阪府動物の愛護及び管理に関する条例を周知することだと考えます。その中身を十分に御理解いただくことで、提案された理念的な理由はカバーできると考えるからでございます。

さて、もう一方で、反対する理由として、都道府県には、同条例に基づいた事業などを執行する際には、国からの財政措置も与えられておりますが、たとえ同条例を制定しようとも、本市のような一般市にはそれらは付与されず、対象ともなり得ません。全てを一般財源で賄わなければなりません。

例えば、今般上程された、その岸和田市動物の愛護及び管理に関する条例案には、飼い主の判明しない犬、猫の一時預かりについても記載されておりますが、本市には適した建物もなく、ましてや保護された飼い主不明の犬、猫の健康状態などを診る獣医師もいません。もし岸和田市動物の愛護及び管理に関する条例案が可決され、その条例を根拠に一時預かりをするための施設を設置することになれば、どこからも財政措置のない中で、多額の予算を市民の皆様にお願いし、また、必要とする建設コストや運営のための複数の獣医師や、他の業務に従事する複数のスタッフを含め、毎年多額のランニングコストが発生することになります。

また、他にも、その条例に基づき、市の責務として求められる事業は増えることは明らかであります。やはり、現段階では、権限、義務、そして財政措置を国から与えられている都道府県が担うべきものであると考えることからも反対いたします。

もう1点は、先ほどの井舎議員と重なりますが、市民への事前周知と、動物を飼養されている方や、されていない方をはじめ、幅広く市民の意見を踏まえるべきであると

ころでありますが、今般の提案に先立っては、その対応が行われていないことからも反対させていただきます。

しかしながら、大阪府の定めた動物の愛護及び管理に関する条例に基づいて、この間も動物愛護の視点に立脚した取組を展開されている岸和田市民が御苦労されている事実もあることから、条例制定とは別途、市として行える支援や、対応する明確な窓口設置について検討すべきであること、加えて、本市において動物への愛護意識が向上することは願うところでございます。

以上、申し添えまして、市議案第9号についての反対討論とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○鳥野隆生議長

次に、海老原議員。

(7番 海老原友子議員登壇)

○7番 海老原友子議員

日本共産党の海老原友子です。市議案第9号岸和田市動物の愛護及び管理に関する条例の制定についてに対する反対討論を行います。

反対の理由は、大きく次の3点であります。

1点目は、今回の条例案は、動物愛護に関する市民の関心が高いにもかかわらず、市民参加がなく合意形成も図られない中、提案されたこと。

2点目は、第4条市の責務とありますが、法及び大阪府動物の愛護及び管理に関する条例の目的を達成するために、必要な施策を講ずることとありますが、本市の役割として具体的な記載がないこと。

そして、3点目が、第10条飼い主の判明しない犬及びねこの一時預かり及び譲渡であります。これは、保健所があつて獣医師の配備されている大阪府や中核市、政令

市に適応されるものであり、市長責任となっていることに問題がある点であります。

そのほか、第6条飼い主の責務、第7条飼い主の遵守事項、第8条犬の飼い主の遵守事項、第9条ねこの飼い主の遵守事項など、法及び府条例と重なる文言を市条例でほぼ同じに記載する必要があるのか、同じ内容であっても市条例であれば、より具体的に簡潔にすべきではないか、また、国などとの連携、民間団体などとの協働などの記載の必要など検討すべき点があると考えます。

高比良議員は、当初9月議会で提案する予定でしたが、動物愛護の担当課を明確にするということで、本議会での上程になりました。その経過において、今回、総合政策部から、廃棄物対策課が動物愛護に係る府との連絡調整などについて担当するとの答弁がありました。しかし、先般の事業常任委員会において、府条例が適用されているので市で条例をつくる必要はない、府との連携は今までなかったわけではないので、新たな業務が加わることはないという理事者の答弁がありました。担当課が明言化されて期待していただけに、実に落胆しました。

府との連携ができるとの答弁でしたが、例えば、府の所有者のいない猫対策支援事業というのがあります。これは、野良猫に不妊・去勢手術をしてみだりに繁殖することを防止し、生活環境被害の軽減を目的として、地域への支援を行うものであります。町ごとに一度きり、20頭まで手術が無料という支援制度ですが、府下では各自治体がその申請窓口になっているのに、本市ではその窓口がないために、府に直接、個人で手続しなければなりません。そういう活動をされている方がいることを以前、一般質問で報告し、動物愛護の担当課がな

いことをその点で言わせていただきました。

今回、動物愛護の担当課が明言されたのなら、所有者のいない猫対策支援事業の窓口を担ってもらわなければなりませんし、市民の相談にも応じ、必要であれば府と連携して対応するということになり、市民にとっては安心できることになると思われます。

また、条例は必要ないと答弁でしたが、動物愛護の担当課が明言されたのなら、条例は市議案ではなく、担当課で作成すべきと考えます。動物愛護を市民に理解、浸透させるためにはどうすればよいかを、今回の市議案をきっかけに、府内関係部局でしっかりと検討し、条例の必要性、または事務分掌規則、条例案にもうたわっていますが、宣言的なものでいいのかなどの議論に加え、必要な予算や人的配置など、論議すべきと考えます。

動物愛護条例は、動物のための条例ではなく、人のための条例と言われています。人と動物が共生し、人も動物も幸せに暮らせる岸和田市、捨て猫、捨て犬がなくなり、殺処分ゼロの岸和田市を目指さねばなりません。

繰り返しになりますが、広く市民の声を聞き、動物愛護に関する業務として何が必要で、本市として何をすべきか、大阪府との役割分担と連携をどうするかなど、精査、検討し、明確化し、関係部局でしっかりと、深く論議していただくことを要望し、今回の市議案に対して反対するものです。

以上、反対討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

○鳥野隆生議長

以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○鳥野隆生議長

討論なしと認めます。

これより市議案第9号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。

なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

本件について、副委員長の報告は原案否決であります。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鳥野隆生議長

起立少数です。よって、本件は否決されました。

○鳥野隆生議長

次に、日程第24、市議案第10号から日程第26、市議案第12号までの3件を一括議題とします。

本各件について、総務常任委員長の報告を求めます。西田委員長。

(西田武史委員長登壇)

○17番 西田武史議員

御指名によりまして、総務常任委員会における付託議案のうち、市議案第10号から市議案第12号までの3件の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

去る12月15日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付しております報告書の写しのとおり、賛成少数をもって原案を否決することに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、総務常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○鳥野隆生議長

ただいまの委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○鳥野隆生議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、高比良議員。

(5番 高比良正明議員登壇)

○5番 高比良正明議員

それでは、3つの条例案について一括の討論といたします。

まず、岸和田市パートナーシップ宣誓手続条例の制定について。

これは、本市として法律婚以外の異性婚を含めたあらゆるパートナーの形を祝福するものです。つまり、反対者の求めるるべき姿勢は、純潔で、理想家庭による平和理想世界の実現を教義とする統一教会や、○○○（3文字削除）による妊娠でも中絶してはならないとするキリスト教福音派であると初めにお伝えしておかねばなりません。

総務常任委員会では、岸田委員の質問に対して、今橋人権・男女共同参画課長より啓発の周知として講座の紹介はありましたが、あえてかどうか、参加人数が抜けておりますのでお知らせしますと、2022年度10人、2023年度24人、DVDについては2023年度に51人、2024年度に59人、2025年度は課長及び人権担当職員向けの研修に102人で、このような、本市がまるで100人の村であるかのような少人数で、啓発の推進と言えるのかと考えるのは私だけでしょうか。市民もそう気づくからこそ、参加人数を岸田委員は聞かなかつたのだろうと推測できます。

また、さきの米田議員、海老原議員も言わわれたように、府条例との重複も反対理由ということにしたいのでしょうかけれども、確認規定として、府条例、つまり上位法で用いられるものと同意義の定義規定を下位法である市条例で再度規定する必要はないとの趣旨は理解するとしても、貝塚市、富田林市はあえて府条例制定後に規定することで、趣旨、内容をより明確な形で再確認しているとも言えますし、確認規定を否定

するなら、2017年3月29日制定、2019年4月1日改正施行の大坂府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例の制定後、岸和田市手話言語条例を2019年3月25日制定、同年4月1日施行としたことについて問うしかありません。

この確認規定について、市では第1条でろう者を含む全ての市民を対象とし、第4条市の責務、第5条市民及び事業者の役割とあるように、府が第3条ないし第5条で聴覚障害者の習得の機会の確保とその支援を定めたものと比べても、市のほうが手話利用者以外にはハードルが高い内容となっていて、これも本案との一致と言えますし、反対議員の矛盾点となります。

また、今年6月18日に成立し、同月25日に公布、施行された手話に関する施策の推進に関する法律についても市条例とのそごが見受けられますが、担当課によれば、法の制定後、そごについて担当課に問合せもないとのことです。

さらに、今年11月23日には東京2025デフリンピックの陸上800メートル決勝で本市在住の樋口光盛選手が銀メダルを獲得し、11月25日に市のホームページに掲載され、1階にある障害者支援課の市民が座る何脚もの椅子の後ろには写真とともにお知らせが貼られていますが、スポーツ関係の質問に触れた議員を含め、誰もその偉業をたたえた者はおらず、無関心さを示しております。

その他、関東大震災で15円50銭と言えない聴者も殺されていますし、国家の罪である優生保護法についても意見書すらなく、ハンセン病との単語も私の発言にしかなく、手話の表層の部分には触れても、それを言語として使用する人たちへの人権に配慮していないことも分かります。

市条例についてもう少しだけ触れると、府条例も法も記載していない定義をあえて

聴者に限定して記載していますが、ここには言葉がはつきり発音できなくなる構音障害や発語失行などを除外していることにすら気づいていないこと、手話導入が促されたのは2000年で、現在も口話と併用されているように、大正時代以降、口話法が主流で、1930年代頃は聾学校での手話使用が事実上禁止されていた歴史も裏打ちされている条例かと疑念を呈しておきます。

本案で配慮している法律婚以外のパートナー制度に反対するのは、様々な関係を応援しないということにもなり、戸籍としては未婚となるが子供がいる市民を排除する、つまり、法律婚でなければ子供も不要と断言していることにもなりますし、国立社会保障・人口問題研究所が発表した2020年の50歳の未婚率、男性28.3%、女性17.8%の人々に対しては、孤独死を勧めているとなります。

また、2024年における結婚件数は48万5063件、離婚件数は18万5895件で、離婚件数の割合は約38.3%、人口1000人当たりの離婚件数は1.55となされ、結婚件数は1972年の109万9984件をピークに年々減少している傾向にありますので、反対議員のバッくボーンたる統一教会志向該当者は少なくなることも教示しておきます。

さきに性的少数者への啓発の周知について、不足と指摘しました。啓発しなければならないのは、周囲に当事者がいないからです。佐藤や鈴木のように全国的に多い名字の人と同じぐらいの約10%の当事者がいるとされているのに、なぜ自分の周囲にいないのか。それは、当事者がそう気づいてほしくないものだからです。当事者から見れば、差別者であるだけでなく、無関心でもあり、見て見ぬふりをすると思われているからだと自覚すべきです。

担当課は、来年4回目を迎える本市のレ

インボーパレードにも、第18回関西レインボーパレードを含み、今年2日間の来場者数は約6万人となったレインボーフェスタ！2025にも1度も足を運んだことはなく、人権推進員は、2010年前後の排外主義者団体である在日特権を許さない市民の会をはじめ、近年のレイシスト活動や、それに抗議する市民の姿を、現場どころか映像すらも見たことはないと私に話しています。この現状で、まだ人権を抑圧されている市民に配慮する必要がないと言うなら、私なら、その無力さに苦しみあえいだ末、議員を辞職します。それだけの思いに欠ける市であり、議会であることを顕在化させただけでも意味はあるとして、市長の政治倫理条例改正案に移ります。

総務常任委員会の質問では、南委員の第6条政治倫理審査会委員数の根拠について、あえて根拠はないと脇を開けて答弁しております。狙いどおりそこを南委員は切り取ってくれましたが、私はその言葉の後、13名が議会24名の過半数の数字だと答弁していますし、以前より議員以外に半数は議会開催時のみ参加する市民議員の創設をと主張する私の提案を議員は覚えているでしょうし、意味も分かったはずです。

13名の内訳について再度質問されると予想していましたが、南委員は具体的でなく、質問意図が不明な質問をしたので、何を聞きたいのですかと問い合わせたところ、質問趣旨を明らかにするのではなく、意見と変更して、私に答弁を求めずに質問を終えています。これは質問想定になかったようで、アドリブに対応できなかったのですが、南議員が常に一般質問登壇時に言う、理事者の皆様には誠実な御答弁をお願い申し上げますや、これはほかの議員は使っても南議員は使わないのでですが、2024年3月11日の予算常任委員会で前置きした、委員各位

の質疑に対して、簡潔明瞭で的確な答弁をお願いいたしますとの主張に質問者として矛盾する態度ではないのかと指摘しておきます。もしそうでないと言うならば、討論テーマを即興で与えられる公開討論会の開催を求めておきます。

そして、意見では有識者について触れていましたが、もちろんくじ引で市民7名を選出するのではなく、現在も市民である有識者委員が各種審議会等に在籍されているように、有識者も含みますし、第15条でそれらを定める規則等の存在についても記載しています。市民を1人多くしたのは、委員会では議会よりも市民の意見を取り入れるためだとも、これまで市民議員案の主張でも公言しております。

岸田委員は、第13条にある報告義務が辞職後の市長や、死亡時には遺族にも課せられる点を質問しました。現在、議員の政務活動費は、その交付に関する規則第9条第4項において、会派の経理責任者は、領収書等を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないと定めています。しかし、選挙を経て、経理責任者が議員でなくなった場合や会派が解散した場合、その領収書等の保存はなされているのでしょうか。辞めた会計責任者などに領収書の提示を求めて提出されない場合は野放しです。だからこそ、私は領収書の原本を議会事務局に提出するよう改善を求め、私が会計責任者のときにはそうしていましたし、領収書の公開提案もやっと今年度の分を来年にはホームページで公開すると実現に向かっております。

さきにも言いましたが、反対議員の主張は我田引水の極みです。私は批判を大歓迎しますが、他人を刺すなら自分が率先してやらねば言行矛盾であり、市民からの信用も失墜すると戒めておきます。

そして、各委員からの指摘がありませんでしたが、第3条では市長関係企業として入札に参加できない企業を、市長とその配偶者の3親等の親族が実質的に経営に携わる企業としています。これは、生活保護申請者が扶養できないかと確認される3親等に合わせたもので、市が市民に強いのなら、トップである市長自身も言行一致せよとの意味です。

それでは、最後の市長の資産等の公開に関する条例の改正案に移ります。主たる改正は、暗号資産、仮想通貨、電子マネーを公開資産として含めたことです。第6条で辞職や死亡した際も相続人などに公開責務を課しているのは、仮に談合などが疑われても、非公開で真相究明ができないまま眠らせていいのかと、市民が持つ疑義に応えるためです。

2代にわたる市長への辞職勧告決議を経ても、その原因となった出来事の真相は不明なまま議会は放置していますが、検証せずに、歴史から学び、同じ過ちを繰り返さずにいられるのでしょうか。不祥事を起こさせない、呼び込まないためにも検証は必要であり、1億円を不当に得ても、それが暗号資産であれば発覚を免れることを容認するのかが問われている条文となっています。

以上、委員会付託された4件の条例案について、私は事前に幹事長会で答弁調整不要と宣言しており、その場で初めて質問を聞き、ガチンコ答弁をしたものです。委員会は時間も質問回数の制限がありませんので、私が答えに窮するまで追い詰めれば、その時点で生煮えの案を上程すべきではないと市民からも判断されたでしょう。しかし、そうはいかなかった。委員と担当課のやり取りを見ていると、通常どおり答弁調整もして、しかもそれは関係課と共に条例

案を潰すための質問を練ったように見え、予想どおりのハンディまで与えたのにです。

委員会はネット空間ではありませんが、本案の委員会付託を求めながら、委員会では質問もしなかった会派も含めて、私は今年、直木賞候補作となった「踊りつかれて」を思い出しました。そこでは、匿名性は悪意の免罪符ではありません、人間の成熟度をシビアに測る物差しですとネット空間を喝破しています。委員は匿名ではありません。しかし、質問を放棄したり、自らの質問によっても問題点を明らかにできないにもかかわらず反対するのであれば、それは議員として成熟した判断なのかとも問われ、歴史に検証されるでしょう。

本各案では私が先に討論するので、反対討論の過ちを指摘できないのは残念ですが、いつもより随分多めの議員による反対討論の内容は、委員会で私がその問題について答弁できなかったものではなく、答え尽くしたものでしかありません。もしそこで私が追及されなかつた論点を今になって出すのであれば、わざわざ委員会付託を希望して設定させておきながら、質問時間も回数も制限がないのにもかかわらず質問しなかつたことで、委員会の形骸化を自ら実践したとなります。

これまでの問題点の焼き直しを発言しても、答弁させない一方的な場を利用して新たな問題点を発言するにせよ、いずれも市民を含め、議員としても、私の指摘を受け、ばつが悪く、じくじたる思いが残るでしょうから、問題点について白黒はっきりさせるためには、再度公開議論の場を設定するよう呼びかけます。そこでは私1人でこれから反対する20人ほどの議員の質問が出尽くすまで答弁し切るので、挑戦状を待っていると最後に伝え、誰が民主的な議論の場から逃げているのかを市民の目に焼き付け

る日を楽しみにしているとし、3条例案の賛成討論といたします。

○鳥野隆生議長

本日の討論における高比良議員の発言については、不穏当と思われる部分がありますので、後日、会議録を精査し、必要な措置を講じることといたします。

次に、友永議員。

(16番 友永修議員登壇)

○16番 友永修議員

公明党を代表し、市議案第10号岸和田市パートナーシップ宣誓手続条例の制定についてに対し、反対の立場で討論いたします。

パートナーシップ制度については、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、性の多様性に関する理解の増進に向けた取組を進め、性的マイノリティーの当事者の方々が暮らしていく中で、生活上の困り事などを軽減するために必要な制度であると認識しております。

岸和田市では、大阪府が実施している大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を利用するすることができます。そして、この制度の利用者に対する公的サービスを岸和田市は既に提供されており、パートナーシップ関係にある当事者への支援に取り組んでいると確認しています。

しかし、市議案第10号岸和田市パートナーシップ宣誓手続条例の制定についての提案理由には、条例を制定することで、岸和田市が人権への配慮のかけらを持ち合わせているのだと市民にアピールするためとされている。進めるべきことは、岸和田市民及び事業者等が、性的マイノリティーの方々に対する理解を深め、暮らしやすい環境づくりにつなげることだと考えます。そして、現状の大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を継続して利用しつつ、制度の周

知に努め、啓発活動や偏見、差別をなくすための取組に努力することこそが、岸和田市に求められている市の姿勢だと考えます。

これらのことから、市議案第10号岸和田市パートナーシップ宣誓手続条例の制定についてについては反対といたします。各議員におきましては、御賛同いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○鳥野隆生議長

次に、南議員。

(14番 南加代子議員登壇)

○14番 南加代子議員

市議案第11号岸和田市長の政治倫理に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

この条例は、市長自身が自らを律し、疑惑が生じないよう努めるとともに、万一疑惑が生じた場合には、市民に理解してもらうよう説明するために制定されたものと理解しています。説明責任を果たすことこそが制度の趣旨です。

提出理由では、現行条例を欠陥条例としていますが、欠陥とは制度全体を否定するものです。実際には部分的な不足、欠陥にすぎません。今回は、その欠陥を是正すべく提起された部分についても、根本的な改善には至っていないと考えます。

改正案には、ハラスメント規定の具体化や審査会への市民参加など部分的な修正は含まれています。しかし、提出理由にある市民が監査請求しにくく、調査の余地もないという課題については、改正案ではその改善を十分に果たしていないと思います。

さらに、政治倫理審査会の委員数を13人としていますが、人数の増加だけでは、透明性や、その専門性も担保できず、市民の信頼を支える仕組みにはならないと考えます。

現行条例第3条の市長関係企業の範囲も

広げていますが、本来は市長の利害関係を明確にし、市民の信頼を確保するためのものだと思います。しかし、単に数字や範囲を増やすだけでは実効性ある改善策とは言えません。

そして、何より問題なのは、説明責任を相続人に承継させる規定です。説明責任とは、本来、市長本人が市民に対して果たすべきものです。そのためにこの条例が制定されたはずです。承継という考え方は、責任の在り方を不明確にし、制度の趣旨を損なうものと考えます。

以上の理由から、本改正案は市民に開かれた政治倫理の制度とは言えず、説明責任の本来の趣旨を十分に生かしてはいません。よって、反対いたします。

続きまして、市議案第12号政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論させていただきます。

本条例の目的である第1条は改正されておらず、在職中の透明性確保という従来の趣旨のままであります。ところが、今回の改正案は、その目的に対する説明が簡素なまま、対象だけを大幅に拡大しています。

具体的には、預金は30万円以上、暗号資産や商品券、プリペイドカード、電子マネー、ポイントは10万円以上などと資産ごとに基準を分け、残高があるものはほぼ網羅しています。暗号資産や電子マネーは国際的にマネーロンダリングなど悪用のリスクが指摘されているにもかかわらず、国の法整備を待たずして拙速に対象を広げており、理解し難いものです。

さらに、当座預金まで資産公開の対象にしています。当座預金は小切手決済もあり、今後使われなくなつてまいります。このことは透明性確保という目的に資するとは言えず、意味をなし得ないのではないかと懸

念いたします。

また、死亡後に相続人への資産公開の義務を承継させる条項がありますが、相続人としか記されておらず、相続人となる人全てを対象とするのか、それとも特定の者なのか、解釈に困るものとなっています。条例は疑義が生じないように明記されるものですが、この改正案はむしろ不明確さを増しています。そもそも資産公開の趣旨は、市長在職中の透明性確保であり、死亡後に義務を承継させること自体が制度目的から逸脱していると考えます。

資産公開制度の本来の趣旨は、市長が公的立場にふさわしく、金銭面の透明性を確保することにあると考えます。しかし、今回の改正案は、その趣旨を十分に果たしていないと考え、よって反対いたします。議員皆様の御賛同をよろしくお願ひいたします。

○鳥野隆生議長

次に、田中議員。

(9番 田中市子議員登壇)

○9番 田中市子議員

日本共産党議員団を代表しまして、市議案第10号岸和田市パートナーシップ宣誓手続条例の制定についてに反対の立場から討論を行います。

そもそもパートナーシップ制度とは、同性婚が認められない中で、双方または一方が性的マイノリティーのカップルが法律上の婚姻ができないことによって生じる不利益をできるだけ解消し、安心して生活できる環境を整備するため、地方自治体や企業などで実施されているものです。

大阪府では、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例を2019年10月に施行し、性の多

様性に関する理解の増進に向けた取組を進めています。そういった取組の一環として、2020年1月より、性的マイノリティー当事者を対象にした大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を実施しており、岸和田市民を含め、大阪府民はそれを利用することができます。

今回出された市条例案は、両者が岸和田市在住であるという条件があるため、大阪府の条例に比べ、対象を狭めることになってしまいます。

今やG7の中で同性婚が法的に認められていないのは日本だけというように、同性婚を認める国は増加しています。本来ならば、国が法制化し、日本のどこで暮らしても権利が守られる、そういうふうにすべきです。日本共産党は、国政でも同性婚の法制化を求めているところです。しかし、なかなか実現しないため、それを補うために実施されているのがパートナーシップ制度です。市町村単位というように小さな単位での制度にすると、自治体をまたいでの転居のたびに申請しなければならないといったような不便さが増してくるものです。これが今回の条例に反対する主な理由であります。

また、提出者からの提案理由に、市として市民へのアピールが不足しているということが挙げられていますが、本市では、岸和田市人権施策推進プランが策定されており、性的マイノリティーの人権に係る施策の1つとして、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度の周知と必要な施策の推進を規定しております。具体的には、市民向け講座の開催、職員向けの研修、チラシやリーフレットの配布、ホームページへの掲載などの啓発活動も行われております。このような活動を一層推進していくことで、市民の理解を広げていくことが可能ですし、そ

のことこそが求められていると考えます。

以上の理由により、この条例案には反対するものです。議員各位の御賛同をお願いして、反対の討論とします。

○鳥野隆生議長

次に、岸田議員。

(24番 岸田厚議員登壇)

○24番 岸田厚議員

日本共産党議員団を代表し、市議案第11号及び市議案第12号に反対討論を行います。

市議案第11号岸和田市長の政治倫理に関する条例の一部改正については、岸和田市長の政治倫理に関する条例は本年6月議会で佐野市長より提案があり、全会一致で決まった条例です。

今回提案されている条例改正案の中で、改正案第2条第1項第6号には、ハラスメントの種類など細かく記載されていますが、現行の第2条第1項第5号のように、包括的な記載で対応が可能であることも確認しました。また、他の追加条例についても、現条例の解釈や附属機関条例での解釈の対応で可能なものもあります。

条例の施行後まだ半年足らずで、緊急にこの条例の内容を改正しなければならない点は、現時点であまり見当たりません。また、改正案第13条において、市長の政治倫理条例を相続人に承継させることまで求める必要があるかなど、疑問点が残る改正案に反対いたします。

市議案第12号政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例の一部改正については、政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例は平成7年に策定され、条例に基づき、歴代の市長の資産が公開されています。

第1条にある、この条例は政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律第7条の規定に基づき、市長の資産

等の公開に関し必要な事項を定めることを目的とするとあるように、国会議員の基準と同等なものであります。とりわけ、今、緊急に追加の条例改正をしなければならない点はなく、現条例の公開基準で妥当であると認識いたします。

また、改正案第7条において、岸和田市長の資産等の公開の責務を相続人まで承継させることまで求める必要があるかなど、疑問が残る改正案に反対いたします。議員各位の賛同をお願いし、反対討論といたします。

○鳥野隆生議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

討論なしと認めます。

これより市議案第10号から市議案第12号までの3件を一括採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本各件に反対とみなします。

本各件について、委員長の報告は原案否決であります。

お諮りします。本各件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○鳥野隆生議長

起立少数です。よって、本各件は否決されました。

○鳥野隆生議長

次に、日程第27、議案第107号公平委員会の委員選任につき同意を求めるについてを上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。市長。

（佐野英利市長登壇）

○佐野英利市長

上程いたされました議案第107号公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて、提案の理由を御説明申し上げます。

公平委員の田村一也氏が来る2月24日、任期満了となりますので、同氏を再任いたしましたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を賜りたく御提案申し上げた次第であります。

何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○鳥野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

公平委員について、2002年まで議事録を遡ったんですけれども、議員からの質問がなく、私も2023年9月議会で選任議案が上程されていたんですけども、質問していませんので、これを機会にお尋ねいたします。

公平委員会ではどのようなことを行っており、市のホームページでは見当たらないんですけども、会議録等も公開しているのでしょうか。

○鳥野隆生議長

西村公平委員会事務局長。

○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長

公平委員会では、勤務条件に関する措置要求や不利益処分についての審査請求、職員からの苦情相談等に関する業務を行っており、職員の勤務条件や勤務環境に関する悩みを伺い、その解消に努めることにより、職員が安心して仕事に専念できることを目的とし、岸和田市の職員を対象といたしまして、広く相談等に応じております。

会議録等につきましては、そういった職員の個人的な内容が多く含まれることもあり、公開はしておりません。

○鳥野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

それでは次に、今回の委員についてお伺いします。候補者は、既に3期もの間、委員をしております。委員と立場は異なるとはいえ、政治家であれば多選が問題視されることもあるわけですが、今回も継続して依頼する理由についてお答えください。

また、多選と言ながらも、公平委員会において相談対応の経験は重要と考えております。それでも委員定数は3名ですから、現在の委員が来年、再来年と続いて任期を迎えることもあり、新しい委員を育てる必要もあるでしょうし、今後、委員の交代の計画について予定を教えてください。

○鳥野隆生議長

西村公平委員会事務局長。

○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長

公平委員会の委員の年数については、一律に上限は設けておりません。公平委員には、高度な専門性と中立性、そして事案への継続的な理解が求められることになりますから、年数のみで機械的に判断することは適当でないと考えております。そのため、任期満了の都度、職務執行状況や委員構成のバランスを総合的に勘案し、適否を判断しているところでございます。

今回の田村委員につきましては、積極的に意見を述べたり、時には厳しい意見もしていただいており、今回も継続してお願ひさせていただきたいと考えております。

公平委員の今後の交代につきましては、委員のバランス等を勘案しながら検討して

まいりたいと考えております。

○鳥野隆生議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

職場環境に関する国家資格者である社会保険労務士は、企業に依頼されるため、企業の味方であり、労働者にとっては逆に敵であるとも言われますが、公平委員は、職員の労働安全や労働環境のため、雇用者である市よりも職員の側に立って、市に対しても厳しい指摘をされるのであれば、不当、違法な支出等を監視する市民オンブズ同様、市の監視者として市をよりよくしていただくためにも頼もしい存在です。

本市では市民オンブズが少なく、議会でも、今回あれだけ報道された永野前市長による官製談合についての質問が私以外になかったように、監視機能が薄いところ、内部の職員でなければ目が届かない職場において、公益通報者的役割を担っているとも言えます。

私もコンプライアンスについて、政治家や地域ボスから職員へのハラスメントについて、今後とも改善できる組織へと改善を重ねていくとの意味で、今後4年間も共闘し続けられるような公平委員であることを期待して、質問を終えます。

○鳥野隆生議長

以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はありませんか。永野議員。

○2番 永野紗代議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております議案第107号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○鳥野隆生議長

ただいまお聞きのとおり、永野議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議

が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議案第107号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

○鳥野隆生議長

次に、日程第28、市議案第13号物価高騰に見合う老齢基礎年金等の支給額改善を求める意見書を上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。井舎議員。

(15番 井舎英生議員登壇)

○15番 井舎英生議員

井舎英生でございます。ただいま上程されました市議案第13号物価高騰に見合う老齢基礎年金等の支給額改善を求める意見書について、案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

この意見書は、私を含め、無所属フォー

ラムを含め、ほかの5つの会派及び無所属クラブに、併せて賛同を頂いております。

それでは、内容を説明いたします。

物価高騰に見合う老齢基礎年金等の支給額改善を求める意見書

2025年度の年金額は1.9%のプラス改定となりました。しかし、総務省が発表した2024年の消費者物価指数は2.7%です。物価の高騰から見れば年金額は実質0.8%の削減となります。2024年度改定も消費者物価指数が3.2%にもかかわらず、年金額の改定は2.7%となり実質0.5%の削減となりました。この結果、2012年以降の13年間で公的年金は実質8.6%の削減となります。このような相次ぐ年金削減で高齢者の生活に深刻な影響を及ぼしています。

政府の備蓄米の放出により大幅な値下がりが期待されましたが依然として高値が続いています。このような引き続く物価の高騰で高齢者の生活は極めて厳しいものになっています。高齢者の命と暮らしを守るために、物価の高騰に見合う年金の引き上げは緊急の課題です。

相次ぐ年金削減などにより高齢者の生活保護受給者が増えてきています。厚労省の月次被保護者調査2024年10月による生活保護受給者による高齢者の割合は55.1%にもなっています。老後の保障は生活保護ではなく年金制度でなければなりません。若者も高齢者も安心・信頼の年金制度の確立が急がれます。

また、年金はほとんど消費に回ります。年金の削減によりその分が消費に回らず地域経済を後退させることになります。

以上のような状況からして年金の改善は緊急の課題です。

よって国におかれでは、高齢者を始め年金受給者の命と暮らし、営業を守ると

ともに、地域経済を活性化させ、地方自治体の財政健全化のために物価の高騰に見合う年金改定を速やかに行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月18日

岸和田市議会

以上、議員各位の満場の御賛同をお願いし、市議案第13号の提案理由の説明といたします。ありがとうございます。

○鳥野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております市議案第13号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○鳥野隆生議長

ただいまお聞きのとおり、岩崎議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

討論なしと認めます。

これより市議案第13号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。

なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鳥野隆生議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○鳥野隆生議長

次に、日程第29、市議案第14号米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書及び日程第30、市議案第15号トラバサミの製造・販売禁止を求める意見書の2件を一括上程します。

本各件について、提案理由の説明を求めます。高比良議員。

(5番 高比良正明議員登壇)

○5番 高比良正明議員

ただいま上程されました市議案第14号及び市議案第15号について、案文の朗読をもって提案理由の説明といたします。

まず、市議案第14号について朗読いたします。

米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書

昨年来、スーパー等での米の販売価格は昨年の2倍以上に達するなど、現下の精米販売価格は異常な値動きを見せており、家計を圧迫しています。

この米の価格上昇の主な要因は、2023年の猛暑により、米の収穫量が減少し、供給量が減ったことや、コロナ禍で一時的に低迷していた外食需要が回復し、それに加えて訪日外国人観光客の増加によ

り、米の需要が急増したこと、さらには、米の供給量が減少し、需要が増加したことで、集荷業者間の買い付け競争が激化したことなど複合的な要素が影響したと言われています。

そのような状況の中、政府は、本年2月、米価高騰の抑制や流通の目詰まりを解消するため備蓄米の活用を決定しました。

3月には2回に分けて計21万トンの入札を実施するとともに、2025年産が出回る前の7月まで、備蓄米を毎月放出すると発表しました。

しかしながら、米の価格上昇は続き、農水省が5月12日に発表した米の平均店頭価格は18週ぶりに下落したものの、過去最高値圏で推移し、新米が出回る秋に至っても上昇傾向は収まらない状態となりました。

今年春ごろには、政府の「随意契約」による、新たな備蓄米の放出により、米5キログラムで税込2千円台が実現しました。

しかし備蓄米を入荷できないスーパーもあり、希望する人に備蓄米が行き渡っていない状況も散見されました。

そして農水省発表によるスーパーによる販売価格では、2024年10月21日から10月27日までが3426円のところ、本年10月13日から10月19日までは4251円、10月27日から11月2日までは4235円と、昨年よりも上昇傾向にあり、昨年に引き続き、過去最高値圏で推移していることに変化はありません。

また、米の生産については、1970年の約1253万トンから減反政策が廃止された2018年には約778.2万トンと約50年間で4割程度減少し、その後、2023年には約716.6万トンまで減少し、2024年には約

734.6万トンとわずかに上向いたものの、生産状況はなお逼迫しています。農水省は、10月31日、2026年産の需給見通しを公表し、主食用米の生産量は711万トンと見込み、大幅な増産となった本年産の生産量見通し（約748万トン）と比して、約5%の減産の指導となりました。

これは、増産にかじを切った石破前政権からの軌道修正であるとともに、相次ぐ放出によって約30万トンとなっている政府の備蓄米保管量は食料安全保障として定められた適正水準の約100万トンと大きく乖離しており、備蓄米の買い戻し・買い入れを行うためにも不足する生産量となっています。

よって、政府におかれでは、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めるとともに、米の安定供給に向けた抜本的な対策を講じるよう強く要望します。

1 備蓄米の活用や流通の透明化等を推進することにより、生産者、消費者双方にとって納得のできる米の価格の抑制に努めること。また、備蓄米については、消費現場にその効果が現れるまでの間、活用を継続すること。

2 今後の米の生産・販売の推進に向けた見直しについては、各産地が全国の需要に応じた生産量を確保できるよう、取組計画書や営農計画書等の機動的な変更を可能とするとともに、産地との密な意見交換やきめ細やかな情報提供を行うこと。

3 政府は、一般社団法人日本倉庫協会や公益財団法人全日本トラック協会などに対し、政府備蓄米の迅速な出庫や輸送への協力を呼び掛けているが、物流網が停滞しないよう円滑かつ速やかに搬送されるよう万全を期すること。

4 実質的に需給調整に繋がり得る制度の見直しを行うとともに、実態に即した生産量拡充に取り組み、生産コスト高騰や農業従事者の人手不足への対応など、生産者に対する負担軽減策を適宜実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月18日

岸和田市議会

次に、市議案第15号について朗読いたします。

トラバサミの製造・販売禁止を求める意見書

トラバサミとは、無差別に踏んだペットを含めた動物及び人間に対して、大怪我を負わせる危険な狩猟用わなです。

挟まれば、肉に食い込み骨を折るほどの破壊力で、その危険性と残虐性から日本では2007年に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」の改正で、原則使用禁止となっており、違反した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に科せられます。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」において、故意に犬や猫等の愛護動物を傷つけることも禁止されています。違反した場合には、5年以下の懲役または500万円以下の罰金に科せられます。

しかし、実際には狩猟免許や狩猟者登録証の提示が不要なまま、大手通販サイトなどインターネット販売において簡単に誰でもトラバサミを購入できる状態となっており、トラバサミを違法に設置する人が後を絶たず、地域猫や野生動物（鳥やリス等）が犠牲になる痛ましい事例が数多く発生しています。

また、トラバサミの設置が禁止となっていることについて、国民への周知が充分なされていないばかりか、法規制なき販売が放置されていることもある、法規制前の認識が膚浅されています。

このような現状を放置しておくと、ペットを含む動物だけでなく子どもにも被害が及びかねません。

本市内でも、今年3月10日、左の前脚と右の後ろ脚に、さびた鉄のトラバサミがついた状態で大けがを負った野良猫が発見されました。保護をした市民と獣医師の献身的な協力によって、現在は寛解へと向かっておりますが、この事件を受けて本市では、小中学校に対し、子どもたちが被害にあわないよう、大阪府が作成した啓発チラシを配布しました。

各自治会に対しても、同じチラシを配布し、市民全体に対して、トラバサミの違法性、危険性に対して啓発を行っており、全国的にも各地でそのような市民による注意喚起、啓発が行われ、法規制についても要望されているところです。

狩猟者であっても、有害鳥獣捕獲目的で、直ちに重大な被害を与えるにいくくなり罠ですら山里などペットを含めた動物や人間が立ち入る危険性のある場所には設置をしない、又は設置看板の表示だけでなく、十分な注意をもって設置するマナーが存在するなどの運用がなされている以上、動物たちを不必要な苦しみに陥れる目的しか持たないトラバサミの必要性はありません。

よって、提起された事案に対処するため、具体的な施策を検討の上、以下のとおり早急に措置を講じて頂きますようお願い申し上げます。

1 残虐性が高いため、トラバサミの使用は全面禁止とし、有害鳥獣捕獲や学

術研究においても例外なく一切の使用を禁止すること。

2 トラバサミの製造者及び販売を行うインターネット通販サイトやフリマサイトに対し、法的責任を明確にし、販売を禁止すること。

3 違法に販売、購入した業者や個人に対しては厳格な罰則を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月18日

岸和田市議会

以上、市議案第14号及び市議案第15号の提案理由の説明といたします。

○鳥野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。中井議員。

○23番 中井良介議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております市議案第14号及び市議案第15号の2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○鳥野隆生議長

ただいまお聞きのとおり、中井議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

質疑なしと認めます。

まず、市議案第14号について討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

（5番 高比良正明議員登壇）

○5番 高比良正明議員

議会も行政も先進例をまねることで互いに前進していくことが奨励されており、政治や行政の主役は住民であり、行政サービスは住民の視点から設計されるべきとの生活者起点を理念としてきた北川正恭元三重県知事や南出賢一泉大津市長も徹底的にパクれを合い言葉にしております。

条例も意見書も他議会のものをコピペすれば簡単だと思う議員もいるようですが、幹事長会で1会派でも反対すれば闇に葬られていた意見書を、過半数の賛成が得られるようであれば、このように本会議へと上程されるように今年変えたのも、毎年案を提起し続けているのも私であり、それが簡単であると夢想するならば、ほかの議員もどんどん提案すべきだと申し上げておきます。

そして、本意見書こそ彼らの言うとおり、まさに流用した意見書であり、元ネタの堺市では、今年6月16日に1人会派のうち、井関貴史、水ノ上成彰の維新を辞めたコンビだけが反対しており、ほかの維新、公明党、自民、共産、堺創志会の43名が賛成し成立しているものです。

各党の堺市議は、本市当該政党所属議員よりもベテランもいることから、それに反対するということは、これらの政党の考えにも反するという意味でもあります。この踏み絵について気づいたのか、幹事長会で提案当初反対していた会派も賛成に転じて

おりますが、この党内民主主義についての議論もぜひ公開いただきたいものであります。

さて、臨時国会では、補正予算の一般会計の追加歳出額は約18.4兆円で、うち約11.7兆円は国債を原資としており、旧通名高市首相は「Just shut your mouths. And invest everything in me.」意味を申し上げますと、いいから黙って全部俺に投資しろと12月1日に東京で開催されたサウジアラビアの未来投資イニシアチブ主催の国際会議で発言しています。しかし、彼女は、財務省が国債を買ってもらうために海外営業を含め、どれほどの苦労をしているのか知らないのでしょうか。

12月9日の衆議院予算委員会では、農林水産大臣が好きなお米券とも首相答弁で触れましたが、主食とされる米について、安倍政権も含めて、1970年から本格的に導入された減反を進め、石破政権においても需要に応じた増産としたものの、増産にかじを切ったと言い切れないまま、現政権は需要に応じた生産と言い換え、農家を困惑させています。

今年の生産量は、12月12日の農林水産省発表では746万8000トンで、昨年に比べて67万6000トン増える見通しですが、自身の立場が自分の考えや思想に基づいて国会で自由に発言することではなく、憲法や法律、過去の内閣見解や大臣発言、国際条約や他国との共同声明との整合性とともに、現在の政府各部局や与党内での合意形成を基にしたものだと分からず、何度も野党から助け船を出されるような首相の発言で台湾有事となり、食糧輸入が止まれば、戦時中の配給米を確保するだけで1600万トンの米が必要となるとも試算されていることから、今年の生産量でも半分以下で足りません。

皇紀ですら2700年弱の歴史があると強弁するのに、明治以降160年程度の歴史しか伝統と考えない政府支持者にも、1870年から1880年代までの明治初期において、米は生糸、茶などと並ぶ重要な輸出品目の1つであり、食糧は国防に通ずるのですから、アメリカ戦略爆撃調査団調査報告において、敗戦直後でも経済を優に2年間支えるだけの物資があり、食糧も大量に備蓄されていたとされるように、備蓄を怠らぬよう、また、米価をつり上げる中間搾取業者に日の光は当たりませんでしたが、国民の財産を闇市で売りさばいて膨大な利益を得たのは、戦後特権を享受する政治家や軍需資本家だと同報告にあると教示し、公明党の修正として、要望1番で、流通の円滑化を透明化としたように、生産から流通まで透明性をもって家庭に届ける責務を果たすよう政府に向けて発することとし、賛成討論を終わりります。

○鳥野隆生議長

以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

討論なしと認めます。

これより市議案第14号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。

なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鳥野隆生議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、市議案第15号について討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

（5番 高比良正明議員登壇）

○5番 高比良正明議員

お疲れさまでございます。もう私もこれで最後ですから、我慢してくださいよ。

本案では、公明党からインターネット販売の禁止の文言を入れてとの要望を聞き入れ、記載している全面禁止に含まれると理解できないんでしょうねと思って、販売を行う通販サイトをインターネット販売サイトと変更いたしました。また、反対会派は、使う人がいるとの理由を主張しますが、そのような事例の説明はできていません。

公明党は、出所不明のアンケート結果として、各県が使用しているとの回答を示しましたが、それは各県の件数を見ても1のみで、複数ですらなく、県が許可した件数なのか、それとも県警が認知した違法設置の件数なのか、設置された時期がいつかすら明確でないものでした。

仮に、アンケートが公表された直近時期に使用が正式に許可された件数だとしても、それは2010年6月公表のものであり、上位法と言える動物愛護管理法はその後、2012年に人と動物が共生する社会の実現を明記し、2019年に動物虐待の罰則を大幅引上げし、今年は飢え、渴き、不快、痛み、病気、正常行動の表現、恐怖や抑圧からの自由を基本とする飼育管理の義務化や、家畜や有害獣の命を奪うとき、適切な方法で意識喪失させることが必須とされるなど、動物の福祉の観点で4回の改正が行われ、提示した資料の当時とは価値観が全く違っており、根拠として使えるものではありません。

また、宇野議員は、法改正でなく、法を守らせろとの意見書なら賛成すると言いましたが、意見書の意味を理解していないのかと問いただすと、その場しのぎで後づけの理屈にならないことを言い、いさめると

開き直ったので、議員として説明できないことを根拠とするなら〇〇〇（3文字削除）を出すべきだと〇〇（2文字削除）しました。

本案は、今年の6月議会で私が幹事長会において提案したもので、誰か使う人がいるので全面禁止は駄目だというのが岩崎幹事長の意見でした。これについて根拠も理由もないのは、お知らせしたとおりです。

私は今回、獵具であるトラバサミが鳥獣保護法第16条使用禁止獵具の所持規制、同法施行規則第2条環境省令で定める銃器、網又はわなを、一般社団法人大阪府獵友会と全国組織の一般社団法人大日本獵友会に問い合わせ、トラバサミの使用は法で禁止されており、獵師が使用することはないとの回答を得た上、再提案し、過半数の賛同を得るものですが、今回は反対会派にその理由を聞きに行ったところ、今から考えるとの返答でした。

幹事長会で過半数の賛成がないと上程できない意見書の葬り去り方として行われる常套手段として、市民にお知らせするため、再度言います。半年前も含めて、2回反対と判断した理由を今から考えます。これだけでも、何も考えることなく、私が提案したから反対している議員の存在を分かつてもらえるでしょう。しかも、条例案であれだけ反対討論をした各会派が、本案については全く討論しない異常さもまた、市民には感じていただけると思います。

本案提出に至った経緯は、提案理由説明で述べましたが、2本の足を切断した猫だけでなく、子供も足を挟まれる危険性がトラバサミにはあるからです。

猫が発見されたのは駐車場で、あれだけのけがを負って移動は困難でしょうから、その近辺にトラバサミが設置されていたと推測すれば、子供がその場所へ足を踏み入れる蓋然性は否定できません。もし子供の

足が挟まれば大けがを負うことは必至ですから、マスコミも騒ぎ立て、本案どおりの厳しい法規制がなされるでしょう。反対議員はそのとき、必要な人がいるのだから規制するなどの意見書を提案するのでしょうか。

そこまで筋が通っているならば、今回の反対も一理あるのかもしれません、反対理由も説明できない以上、口を拭って法規制を求めていたと言うに決まっています。そう言うために今回は理由を曖昧にする必要があるからこそ、反対討論で議事録に残しては具合が悪いから討論しないのでしょうかし、それが私のうがった見方と言いたいなら、議員の責務として反対理由の説明責任を果たさなければなりません。

このように議員としての説明責任を放棄した者がまだ存在する議会ですが、民主主義を学ぶ高比良塾としては、諸君が来年は及第点を得られるように励まして、今年最後の発言を終わります。

○鳥野隆生議長

先ほどにおける高比良議員の発言については、不穏当と思われる部分がありますので、後日、会議録を精査し、必要な措置を講ずることとします。

以上で通告による討論は終わりました。
他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

討論なしと認めます。

これより市議案第15号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○鳥野隆生議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○鳥野隆生議長

次に、日程第31、特定事件の継続調査申出についてお諮りします。

御配付しております別紙のとおり、議会運営委員会から特定事件の継続調査の申出がありましたので、この際、議会閉会中も継続して調査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鳥野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会に係る特定事件の調査に関しては、議会閉会中も継続して調査することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は滞りなく全て議了されました。

次に、特に市長から御挨拶を申し上げたいとの申出がありますので、発言を許します。市長。

（佐野英利市長登壇）

○佐野英利市長

お許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。

今年も余すところあと僅かとなりました。突発的な事件がない限り、本年最後の市議会になろうかと存じます。

議員各位には、この1年間、幾多の重要な諸議案について慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございました。

さて、4月6日の就任以来、振り返りますと、本年の夏は、国内観測史上最高気温を記録し、大阪府内においても災害級の暑さとなりました。また、全国各地では熊の出没が相次いでおり、市街地や住宅周辺においても多数の被害が発生し、住民の暮らしに大きな影響を及ぼしております。

本定例会では、暑さ対策として、庁舎や

保育所、小中学校の支援学級に空調機器を整備するための補正予算を御議決賜りました。地球温暖化による気温上昇と生態系への影響といった環境問題に向き合いながら、私たちの健康と安全を守り、人と自然が共生できるまちづくりについて、引き続き取り組んでまいります。

さらに、今月8日には青森県東方沖を震源とした震度6強の地震が発生いたしました。被害に遭われました皆様には衷心からお見舞いを申し上げます。

本市においても、平素からの災害に対する備えや予防を確かなものにしなければならない、そして、市民の暮らしをしっかりと支え続けなければならないという思いをより一層強くしたところでございます。

一方で、東京2025デフリンピックでは、本市在住の樋口選手が陸上800メートルで銀メダルに輝くなど、日本人選手が世界の舞台で活躍される明るいニュースもございました。スポーツ選手の躍動する姿は、私たちに夢や希望、大きな感動、そして地域の誇りと元気を与えてくれました。

私自身も、本市を日本一のスポーツのまちに発展させたいと、これまで以上に強い思いを抱いたところです。これからもスポーツを通じて地域の活性化が図れるよう、そして、市民の皆様がスポーツに親しみ、楽しんでいただけるよう環境づくりに取り組んでまいります。

市民の皆さんのが安心して暮らすことができるまちづくりを推進するためには、市民との対話と共に創、議会との真摯な議論が大切であると考えております。岸和田市をよくするという目的のため、全身全霊をかけて市政運営に邁進してまいります。

議員各位におかれましては、今後も御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

日増しに寒さも厳しくなってまいります。くれぐれも御健康に御留意いただきまして、御健勝で幸多い新春をお迎えください。そして、ますますの御活躍を賜りますよう心より祈念申し上げまして、私からの御挨拶といたします。ありがとうございました。

○鳥野隆生議長

ただいま市長から御挨拶がありましたが、本年も余すところ僅かとなり、突発的な事件のない限り、議員及び理事者の皆さんと会して審議を願うこともなかろうかと存じますので、この場をお借りしまして一言御挨拶を申し上げます。

まずは、12月8日に発生した青森県東方沖の地震におきまして被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本年も議員各位並びに市長をはじめ理事者の皆様方の御協力により、円滑に議会運営を進めることができましたことを厚くお礼申し上げます。

来年はいよいよ全国豊かな海づくり大会が本市で開催されます。豊かな海と自然に恵まれた岸和田市の魅力を全国に発信し、次世代へとつなぐ絶好の機会となろうかと期待しております。来る年が本市にとってよりよい年になるよう、関係各位のなお一層の御努力をお願い申し上げる次第でございます。

結びに、年の瀬も押し迫り、寒さも日増しに厳しくなりますが、各位におかれましては、ますます御自愛賜り、御家族と共に御健勝で幸多き新年をお迎えくださいますよう心からお祈り申し上げまして、本年最後の納め議会の御挨拶とさせていただきます。

連日にわたり重要諸議案を慎重に御審議賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第4回岸和田市議会定例会を閉会します。

午後 0 時10分閉会